

第七十五回
参議院法務委員会
會議録第六号

昭和五十年三月二十五日(火曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

木村 睦男君
片山 正英君

三月二十五日

辞任

塩見 俊二君
安井 謙君

補欠選任

大島 友治君
岩上 妙子君

補欠選任

戸塚 進也君
初村滝一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

多田 省吾君

高橋 邦雄君

永野 殿雄君

佐々木静子君

白木義一郎君

大島 友治君

柴立 芳文君

戸塚 進也君

初村滝一郎君

町村 金五君

矢田部 理君

安永 英雄君

橋本 敦君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務大臣官房長
法務大臣官房司
法制調査部長

香川 保一君
勝見 嘉美君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局裁判所事務
局長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

古川健次郎君

森山 真弓君

寺田 治郎君

田宮 重男君

矢口 洪一君

大内 恒夫君

千葉 和郎君

二見 次夫君

斎藤 乃夫君

人事院事務総局
職員局福祉課長

常任委員会専門
員

説明員

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

職局局長

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 それでは前回に引き続きまし

て、裁判所職員定員法についての質問をさせてい

ただきます。

前回も主として人事局に対していろいろお

話を伺ったわけですが、担当の局長がま

だお越しじゃないようでございますので、その前

に、きのうから法曹三者協議が始められておりま

すけれども、その席でもいろいろな問題が出され

るようになるであろうと思いますが、若干それに

関しまして、これは主として経理局になるんじゃない

かと思うのですが、総務局になるんですか、

司法研修所の予算でございます。特に、研修の委

託費というふうなものを裁判所から弁護士会にお

出してございませう。それは昨年度は幾らになっ

ており、また、本年度は幾らお出しになる予定に

なっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) ただいま

お尋ねの司法研修所関係の研修委託経費でござい

ますが、昭和四十九年度は総額八百五十二万でござ

いますが、本年度、ただいま国会で御審議いた

だいております五十年度の予算におきましては、

対前年度二〇%増しの九百三十五万円を計上いた

しております。

○佐々木静子君 これは再々陳情も裁判所の方

に、研修所あてに出ているんじゃないかと思うの

でございしますが、弁護士会の方にいたっている

予算が大変に少ない。いま一人当たり一万七千円

ぐらいでございませう。ところが、実際に要する

費用というものはその倍以上になっておるわけ

でございまして、これが弁護士会の負担になり、

また、たくさん負担しなければならぬポストに

おられる方はそれのほかに、たとえば私の所属し

ている大阪弁護士会などで聞いてみますと、多い

人は百万円ぐらい自腹を切ったなりで毎年そのま

まになっているというふうなお話なのでございま

す。これは物価も上がっておりますし、研修旅行

一つしてもかなりの費用がかかる、講師を招いて

もともかく費用が要するというところで、いまの予算

ではとうてい十分なことができない。そういうよう

なことについて、どのように今後のことをお考

えてございませうか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 佐々木委

員の仰せのとおり、研修委託経費は大変大事な問

題でございまして、お話しのように、弁護士会か

ら研修所に対して、また私どもの方に対してま

して直接にいろいろお話し伺い、また増額の御希

望も承っております。最近、ただ

いまお話しのような問題のほかに、文具費であり

ますとか、あるいは通信費でありますとか、そう

いうものも非常に上がっておりますので、大変御

苦勞なされて弁護士会の先生方がこういう研修をな

さっていただくにつぎまして、私どもとしてでき

るだけこの内容の経費を充実すべきであると、か

ように考えております。

ちょっと申し上げますと、四十八年度に対前年

度一〇%アップ、四十九年度に対前年度一八%の

アップ、ただいま御審議いただいております五十

年度では、先ほど申し上げましたように対前年度

二〇%アップというふうに、一定の努力は続けて

おるつもりでございませうけれども、非常に大事な

問題でございまして、私どももいたしまして、今後

ともこの充実につぎましてできるだけ努力をいた

してまいりたい、かように考えております。

○佐々木静子君 できるだけ、ほかの物価も上

がっていることとございまして、修習が実際上

やりやすいように、その点ぜひとも御配慮いた

きたいという要望が強く出ておりますことと、そ

れからもう一つ、この問題に関しまして、御担当

がどなたになるかわからないのですが、研修所の

教官でございますね、前にも委員会でお願ひしたことがあるのですが、特に弁護教官の人事、これが、日弁連から推薦している弁護教官が最高裁の方で、研修所の方で拒否される、そういう問題が續発している。

実際のところは、弁護士会の個々の先生方の御意見では、やはり後進を指導することだから経済的に事情が許せば自腹を切つてやってもいい、しかし、その金は弁護士会が出せ、そしてやるのは最高裁の方針でやる、そういうふうな姿勢が許せないということが問題なわけでございまして、裁判官だけを養成するのが研修所であれば、最高裁が好きな教官をお選びになるというのはこれはやむを得ないかと思うのでございましてけれども、裁判官と同じく弁護士も養成するところであつて、しかもそれが、日弁連が公の機関で教官として適当だということで推薦している人を一方的に拒否される。一々私の方へはその拒否された方の一覧表が来ているわけでございまして、それはちょっと人事のことだからここで申し上げないにしても、これは非常に裁判所がワンマンではないか。これは影響するところが、単にその人がそのポストになれなかったというのじゃなくて、将来の法曹を育成する上において、何のかんのかとおっしゃつても裁判所の方で、修習生にあるいは将来の若い法曹に影響力の多い人を裁判所の気にいる人だけにしぼろうとしている、そういうところが問題になっているわけでございましてけれども、そのような事実やはりあるわけでございまして、これは総務局長でございまして、事務総長でいいのでございまして、お伺ひいたします。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) いま佐々木委員のお話しの問題は人事局の所管でございまして、人事局長、実は本日判事補の採用の面接をいたしておいて、ちよつとおくれしております。間もなく参ると思ひますが、必要がございしますれば所管の局長から詳細に説明させたいと思ひますが、基本的には私も日本弁護士連合会の御推薦を十分に尊重して、お話し合いを進めなが

ら決定してまいりたいと、かように考えておるわけでございします。過去においてもいろいろな問題があつたようでございしますが、本年度以降におきましてもなるべく日弁連と話し合いを煮詰めてやつてまいりたい、かような基本的な姿勢でおるわけでございします。

○佐々木静子君 これは社会党から提案いたしました今度の立法なんかも、弁護教官と最高裁の裁判官とはまるで違ふわけでございしますけれども、やはりそういうふうなことで一方的に、日弁連側から推薦している人がはつきりしない理由で、理由はもう全然出ずに、一方的に最高裁から見ている人だけということになるというふうなことが、い人だけのことが積み重なつて、これは最高裁判事の任命は内閣が決めることではございしますからちよつと次元が違ふと思ひますけれども、少なくとも法曹内部で日弁連が適当だと推薦している人を、これは全く別のことであればともかく、毎度拒否される。そこら辺に大変な問題があるのじゃないか。これは法曹の円満な話し合い、それからいまでも申し上げたように、数から言つて弁護士に将来なる人が圧倒的に多いわけでございしますから、日弁連側から見ても指導官として適当だと思ふ人をやはり裁判所の方で優先的に教官にされるべきじゃないかと私も強く、これは当然のお願いじゃないかと私も思ふわけでございします。この問題はそれでは事務総長も前向きになつてできるだけ要望に、できるだけというより、要望に沿うように今後やつていただけるわけでございします。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) お話しのとおり、司法研修所は法曹三者の養成機関でございしますから、できる限り法曹三者の話し合いによつて運営していくことが望ましいことはお話しのとおりでございします。しかし、先ほどお話しがございました各弁護士会での委託修習もございしますから、いまお話ししの研修所教官といたします、これは裁判所の選任する一つの職員でございしますので、そういう意味では裁判所としてやはり一つの

選考をする必要があるわけでございまして、しかしながら、その間におきましては弁護士会の御意向を十分承り、お話し合いをつけてやつてまいり、こつちの姿勢は従来ともやつてまいりました、今後もやつてまいりたいと、かように考えておるわけでございします。

○佐々木静子君 従来どおりでは困りますのでこのように申し上げておるわけで、法曹三者の話し合いも昨日より進められているという状態でございしますから、ぜひこのような事情が国会でも取り上げられておつたということも含みの上、円満なお話し合いをぜひ実現していただきたいと思ふわけです。

それから弁護教官の待遇の問題でございしますけれども、これが大変に低額であつて、なかなか優秀な弁護士の方に引き受けいただくということが困難である。裁判教官、検察教官と比べると大変に待遇が落ちるというところは、結局研修所の中において弁護修習というものが片すみに追ひやられたというふうな感じで、裁判所修習というものがもうその中心になつてしまふ。そこら辺が将来の法曹を養成する上で、むしろ任官される方にとつて不幸な事態ではないかというふうにも思ふわけでございしますけれども、その弁護教官の待遇について、いまだのようになっていくのか、また今後どのぐらゐの予算を計上していくつもりか。これは弁護教官になられるぐらゐの方であれば、仮にはかるところに講師などで招かれて行つても相応な謝礼をもらえる、またその間弁護活動をすればかなりな経済的報酬を得られる方が、それをほうつて研修所の教官になられるわけでございしますから、やはりそれにふさわしいだけの待遇というものをしていただかないと困るわけでございまして、そのあたり、人事局長ちよつと越しになりましたので、お答えいただきたいと思ふわけでございします。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 弁護教官の月の手当というものを現在謝金から出してゐるわけでございまして、本年、五十年の予算をお

認めいただくことになりまして、九万五千円ぐらゐになるわけでございします。非常に少ない金額で、その点はまことに恐縮に存じておりますが、御承知のように裁判所教官、司法研修所の教官というふうにおなりいただければまた別な形でございします、現在のところ非常勤という形でございします、まあこの程度でございまして、ただ、余裕のできません限り、増額という問題につきましては努力をいたしてきたいと思ひます。

○佐々木静子君 それでは、それもこれからぜひ待遇を改善するように前向きに担当の局長として取り組んでいただけるわけでございしますね。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) そのように考えております。

○佐々木静子君 裁判所の職員の問題について前回も主として人事局にお伺ひさせていただきましたわけでございしますが、本日また引き續いてお伺ひさせていただきますが、特にことしは国際婦人年というところで、国際婦人年じゃなくても婦人の職員の待遇のことについては十分御配慮いただかないといけないわけでございしますけれども、裁判所の婦人の職員に対する待遇ということで、他の職場と比べますと、かなりおくれでございします。そういう意味におきまして、主として婦人職員からの問題をとり上げてお尋ねいたしたいと思ひます。裁判所という職場が、いままでほとんど男女性によつて占められた職場であつて、婦人の職員が大変に少なかったというふうなこともあるとは思ひますのでございしますけれども、近時は速記官を初め裁判所の職員に婦人の方が多いというところが多くなつてきておりますし、またタイピストは大體御婦人の方でございします、そういうことで婦人の問題がかなり大きくクローズアップされてきてゐるのではないかと。その中で一番要員の多いのが、これは最高裁にもいろいろと全司法その他から陳情があると思ひますが、婦人の母性保護と

○最高裁判所長官代理者矢口洪一君　御婦人のお産というのは非常に大変なことでございまして、現在、産前産後六週間ということで休暇が決まっておりますが、佐々木委員御指摘のように、産後六週間をたつてなお十分な回復をしないとい

が、現在の規定上どうもこういう六週間というところになっております以上、それを勝手に七週間とか八週間ということにはできないのではないかと申しまして、いまでも申し上げましたように、まだ十分回復しないとされる方に無理に出

も法律で六週間と決まっているからやむなく病欠というふうな手段をいまとっているけれども、三〇％以上の人間があつて病欠するところを見ると、やはり母体の回復というものは六週間では無理なのだというふうにはこれはお考えになりますね。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) いまも申し上げましたように、三〇％前後の方が病休を引き続き取つておられるという事態は、率直に認めていかなければいけないというふうには考えており

機能の回復は一般的に六週間から八週間とされているが、明確にはとらえにくいというような感じで書いてございます。その諸機能、いろいろ身体には諸機能がございまして、狭い意味での母性的な機能、それからそれ以外のいろんな身体的な機能、それ、つまり旺盛、旺盛、この二つについて、

非常に変化するわけでございますが、それがもと
の状態に復帰するというのがそれぞれの機能に
よって少しずつ違うというような説明がござい
ます。また、さらにその上に個人差もいろいろ
あることでございまして、非常に何週間とか
何日とかいうことを限定して言うことはむづか
しいというところが書いてございまして、ちよつと
はつきりしたお答えにはならないかと思ひます
が、報告書の内容といたしましてはそのようなこ
とでございします。

○佐々木静子君 いまお話のあった報告書は私も
拝見させていただいたわけでございしますが、大
体いまのお話の、個人差があつて、六週間で回復
する者もいるけれども、おおむね六週間ないし八週
間のうちに普通の健康な人間はもとへ返るという
ことで、普通の場合でも、病氣じやなくても八週
間ばかりか人も十分に考えられるということのよ
うに承つていいわけでございしますね。そういう報
告の内容になつていけるわけでございしますね。

○政府委員(森山眞弓君) いま先生がおつしや
いましたように、普通の場合でも八週間というこ
とはあり得ると思ひますけれども、また六週間と
いうことで十分な人もあるということで、非常な
幅があるという感じで私どもは拝見しているわけ
でございします。

○佐々木静子君 この点について、日本の労働基
準法の場合は六週間ということに、法律上は強制
日数は五週間でございしますが、なつておりますけ
れども、ILO条約から見ますとこれが大変に日
本の場合はおくれている。ILOの規定からい
ますと、大体が産前産後十六週間というものが目
標にされていられるわけでございします。ILOの
規定からいっても、日本の国家公務員に対する母
性保護というものがおくれているというふう
に伺つていられるわけでございします。特に九十五号勸告
でございしますか、そのあたりから見ますと、大変
にいまの婦人労働者に対する扱いというものがお
くれているわけでございします。労働省の方で専
門家の意見を小委員会を開いてまとめられたとい

うような経過などからも考えて、六週間では足ら
ない、八週間まで延長しようというふうな立法の
改正ですね、そういうことはいま取り組んでい
らっしゃらないわけですか。取り組むお気持ち
はないわけですか。

○政府委員(森山眞弓君) 先ほど御説明いたしま
したように、労働基準法の問題ということになり
ますと、労働基準法の研究会におきましていただ
き専門家の御意見その他いろいろ資料を参考に
いたしまして、法制的な見地から結論を出すとい
うことで鋭意作業を進めておられるところでござ
いますので、労働省といたしましては、その結果
を待ちまして対処したいというふうな考えて
おります。

○佐々木静子君 これは労働省の資料で見まして
も、それから私の方の手元の資料を見しても、
日本では大変に医学が進んでいるということに
なつてはいるにもかかわらず、妊婦の死亡率とい
うものがほかの文明諸国と比べると大変に多い。
たとえばオランダが十万人のうち妊産婦の死亡は一
九・四人、イギリスも一九・四人であるのに、日
本の場合は欧米諸国から断然群を抜いて多い五
七・九人というふうな数字になつてきていられる
わけでございします。しかも、これは労働省のいまお
つしやった委員会の資料で見ましても、働いてい
る婦人と家庭にずっとおられる婦人との場合に、妊
娠中毒症などの病氣を起こしているのが、働いて
いる婦人の場合が全体の二〇・五%、これは高血
圧、たん白尿などの場合ですね、二〇・五%、家
庭婦人、無職の婦人の場合が七・四%で、大体三
倍になつていられる。それから切迫流産などで子供を
死産している場合が、労働婦人の場合が二二%、こ
れは何人が標準になつていられるのかちよつと何で
三、二に對して、家庭婦人の場合が七、大体三
倍になつていられる。

そういうことから考えると、日本の労働法の規
定というものがやはり婦人の保護ということにつ
いて大変に立ちおくれしていると同時に、職場環境
がよくないというふうな考えられるわけですけれ

ども、これは鋭意検討していただくということも
非常に結構ですが、現実には毎年このような犠牲者
がたたくさん出ているという現状から考えると、何
とか早く、せつかくの婦人の局長さんががんばつ
ていただいているんですから、労働省の方で早
く、この国際婦人年をチャンスにできればそのよ
うな改正をしていただけたらと。

これは実は超党派の婦人議員が集まりまして、
労働省の方でどうしても早急にお願ひできないよ
うであれば、婦人議員だけ集まって、そして議員
立法でもぜひともこれは八週間にまでは保障し
ていただかないといけないということで、何回も
そのことの討議を昨年一年間重ねてきたわけでござ
いますけれども、いろいろ所属しておられる政
党の御関係で一遍に衆議院一決ということにはい
なかつたので、まだ議員立法で出す運びには現在
至つておられないわけでございしますが、これはやは
り労働省の方で、現実には世界的に見ても非常に日
本の状態がおくれている、国際婦人年で世界の大会
があつても、日本の婦人労働者に対する問題を
言うのにこれはちよつと、野蠻国というのとは
ちよつとひどいかも知れませんが、大変に
おくれているという点、余り芳しくないことだと
思ひますので、ぜひその問題を労働省の方で早急
に取り組んでいただきたい。特に、これは裁判所
の職員の要望など一つをとらえてみましても、ど
うしても労働省の方でそういう立法を促進してい
ただかなくてはすべての職員に対する保護という
ものがむづかしい。民間がもう御承知のとおり
ずっと優先していただいているわけでございまして、民間で
は百日ぐらゐの産後の休暇をとっているところは
かなりあるわけでございしますから、その点をぜひ
取り組んでいただきたいと思ひますが、いかが
がお考えでございしますか。

○政府委員(森山眞弓君) 労働基準法の問題につ
きましては、先ほど申し上げたようなことでござ
いまして、研究会の結果を待つて対処したいとい
うふうに考えておりますが、そのほかに勤労婦人
福祉法という法律を二年前つくつていただきました

で、それに基づきまして、基準法に決めてござ
いせんけれども、ほかの保護措置を進めるように
いたしております。たとえば妊娠中の通院休暇で
すとか、あるいは妊娠中の通院緩和の措置ですと
か、あるいは育児休業の制度というふうなもの
が、労働基準法には特に決めてございせんけれ
ども、勤労婦人福祉法におきまして特に取り上げ
まして、その実施を各事業所にお勧めしている
ところでございします。

まだ二年ほどの法律でございしますので期間が短
うございしますから、特に申し上げるほどの実績
というわけではございせんが、御参考までに申
し上げますと、この法律ができました昭和四十七
年でございしますが、四十六年には、たとえば妊
娠中の通院休暇制度は実施しておりました事業所が
五・七%でございしましたが、法律ができました一
年たちました四十八年には一九・八%、また妊婦
の通勤緩和措置につきましては四十六年四・一%
でございしましたが、四十八年には一四・五%と
いうことで、まだわずかではございしますが、以前
に比べればいささかの進歩をしているというふう
に私どもは考えておりました、この面ではでき
ることを努力していきたいというふう
な考えております。

○佐々木静子君 ぜひとも早急に前向きに取り組
んでいただきたい。
それから人事院の方にもお伺ひするわけでござ
いしますが、いま私申し上げましたように、すでに
人事院の方でもよく御承知のとおりでござい
ますが、この母性の保護については民間の方がはる
かに優先してゐる。その事柄について、人事院とす
るのとどのように措置を考えているのか。特に産後
の休暇について、人事院とすると特別に今後どの
ように進めていくつもりであるか、ちよつと御答
弁いただきたいと思ひます。

○説明員(斎藤乃夫君) ただいま森山局長からも
お話がありましたように、産後の就業制限期間の
延長問題につきましては、療養に要する期間に個
人差もありますし、必ずしも一律に延長すべきも

のとは考えておりません。その取り扱いにつきましては、専門家の諸先生方の御意見、あるいは労働基準法との均衡、民間企業の動向等をも考慮し、現在検討中でございます。なお、人事院といしましては六週間にこだわるつもりはございませんので、専門家の先生方の御意見が一致して延長すべきであるというふうなことであれば、その方向で検討するにはやぶさかではないつもりでございます。

○佐々木静子君 裁判所の方でも、いま労働省の婦人局長あるいは人事院の方で今後前向きに母性の保護ということについて積極的に取り組んでいくという姿勢を示していただいているわけでございますが、現実の問題としていまの法律では六週間、ただ実際職場で婦人部の方々から伺いますと、ともかくお産で休むときは予定日前に産んでくれよ、予定日が一日でも延びるようなことにはなつてくれるなよと、職場の人から激励というおかしなけれども、そういう欲呼の声におくられて休む。これはしかし、大変な悲劇だと思いませんか。おなかの中にまだもう少しおいた方が子供の健康にとっていいという場合もよくあるわけでございますから、やはり安心して休めるというところ、これはお産というのは個人的なことであると同時に社会的なことなわけでございますから、局長さんや最高裁の裁判官が幾らおえられても、男の方である限り子供は産めないわけですから、だからやはり子供を産む婦人の労働者に対してはもう少し血の通った行政をしていただかないと、一日でも予定日より早く産んでくれというふうなことを言われて休むのじゃ、これはゆっくり産後の休養をとることもできないわけでございますので、そこら辺の職場の意識の改善、これは局長さんがどのようなお考えをお持ちかによってずいぶん変わってくると思うんです。

それと交代要員の問題ですね。職場によっては交代要員で賄えない職場もあると思ひますけれども、賄える職場の方においてはぜひとも交代要員を補充していただかないと、実際問題として、

病欠を三十日とればいいとおっしゃつても、その人の不利益ももちろんのことですが、出てくると、あんな長いこと休まれたために自分がどうなつたかどうなつたと、同じ職場の人たちにさんざんぐちをこぼされる、そして白い目で見られる。それではやはり安心して休めない、子供も産めない。そういう状態ではちょっと困りますので、やはり男女同権というのとは形式的な同権じゃなくて、実質的な条件が保障されてこそ平等ということになるわけでございますから、そこら辺について局長さん、いかがでございますか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) お産の社会的な意義ということにつきましては、私も十分に認識をいたしておるつもりでございます。また、産後の回復の問題につきましても、いま労働省あるいは人事院から有益なお話を伺ひまして、非常に今後の参考になつたというふうに考えております。決して無理をしても六週間過ぎればすぐ出てこいというような意味で指導いたしておるものではないでございますが、今後なおこの機会に、御本人に十分休んでもらうようにいたしますとともに、周囲の人たちがやはり温かい目で見えてやるというところが大変大切なことでございます。ことに上司等が十分の理解をもつて見てやるということが大切なことでございます。産休の代替要員の確保についても努力をいたしますとともに、そういった意識の改善につきましても、機会あるごとに御趣旨を体して指導していきたいと、このように考えております。

○佐々木静子君 ぜひともそのようにお願いしたいと思ひます。労働省と人事院の方はこれで結構でございます。

それから労働問題に関連いたしまして、労災、職業病の問題でございますね、その問題、前回にも取り上げさせていただきました。その問題、職業病に對して十分な補償の審査がなされておらないというふうな声もあちこちの裁判所から上がつてきているわけでございますし、そういう事柄について、

いま裁判所の方でこれは補償審査委員会でございますか、そこでどのくらいのケースがあつて、そのうちどれだけが業務上という認定をされてきているのか。特にこのごろは女子の職員、タイピストの方々あるいは速記官の方々の腰痛炎とか、それに類する職種の疾病が非常に多発しているわけでございますけれども、そのあたりについて御説明いただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 災害関係でございますが、御承知のように、公務災害と思はれる災害が職員に発生いたしました場合には、所定の手続を経まして実施機関でございます事務総局に報告がなされてまいりまして、事務総局で公務災害であるというふうな認定をいたしますれば、そこで公務災害としての規定によりましてそれぞれの措置が講ぜられるわけでございますが、不幸にして公務外の認定がなされた場合には、御指摘の災害補償審査委員会に対する申し立てというものが行われるわけでございます。

これまで災害補償審査委員会に係属いたしました全事件は三十一件でございます。その中で未済事件数が十七件というところになり、既済が十四件というところになっております。未済が多いようでございますが、実は最近の申し立てが数として非常に多い年がございましたのでそのようになつておるわけでございます。その十四件の既済がありまして、災害補償審査委員会において、結局、前実施機関の認定を覆して、これは公務であるというふうに見られましたものは二件、残りの十二件というのは原認定を維持するという形で終わっております。災害補償審査委員会の一般的な件数の上から見ました活動状況というのは、以上のとおりでございます。

○佐々木静子君 特に問題になるのが、申し立てをしてから結論が出るまでの間が非常に暇がかかると。特に地裁段階から最高裁の方に送られてくる間に、一体その事件がどうなつたのか、とうに最高裁に届いていると思つておるところが、現地の地裁にいつまでもたまつておつたりして何年も要

している。そういうことではこのような疾病に對して対処することができないんです。やはりもっと、審査を申し立てをしてから結論出すまでを慎重にやつていただくのもさることながら、こういう問題は早く解決しなければならぬ。大体平均どのぐらい日数がかかつているわけでございますか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 平均日数というところちょっと調べがございませんが、現在係属しておりますものの一番古いものは、四十八年の二月申し立てのものが一件でございます。それ以外は四十八年の七月申し立てが大部分でございます。一件は昨年の十一月の申し立てと、こういうふうになつております。

ただ、この災害補償審査委員会に対する申し立てまでに、実施機関における認定というものが必要でございます。御指摘のように、相当日数がかつておることは事実でございます。その点申しわけなく思つております。ただ、一番問題になります手続障害でございますが、これを認定いたしますのに、いわゆる専門家が全国どこにも得られないというものではないわけでございます。高等裁判所所在地等でございますが、その所在地を離れた場所が発生いたしますような場合には、現地で報告をいたして来るまでも相当の日数を要しておる。これは私も今後十分改善していきたい、実際は以上のおりでございまして、

○佐々木静子君 この問題だけを取り上げておりましたも相当時間がかかりますので、きょうはこの問題はこの程度にしておきますので、きょうはこの問題も申し上げましたように、非常に日数がかかる点と、それからあまりにも一辺倒な、出して長いこと待つておつたところ、ほんと、これは公務外だというふうな書面が一つ舞い込んでくる、おしだりになる、そういうふうなことがなされるに、裁判所のために一生懸命働いている裁判所の職員に對して、もう少し温かい配慮をしていただいて、余

り形式に流れないような、やはり労働者の保護ということを考えていただきたいと特に要望するわけでございます。

それから婦人の職業病と関係いたしました、タイプの問題でございますけれども、昨年来、全司法の婦人部でタイプの問題と取り組んできていることは当局も御承知のとおりでございますけれども、最高裁というものは官庁と比べて非常にタイプを必要とする職場であつて、またほかの職場でタイプを打つても、それはタイプも打つけれども、ほかの仕事の合間にタイプを打つという程度の職場はかなりあるようにございますが、タイプは専門でこれだけタイプと取り組まなければならぬという意味においては、裁判所というのは非常に特殊な職場ではないかというふうに考へるわけでございますが、この用いているタイプの機種が大変に古い。大変に古いというか、あまりよくない。そういうことで女子労働者に対して負担がかかっている。御承知のとおり大抵の官庁とか民間会社においては、用いているところのタイプの機種というものは新しいタイプの機種を用いている。ところが、裁判所においては、まあ値段が安いというところでしょうと思ひますが、古い機種が用いられている。そこら辺のところ、タイプとすると、一生懸命やりたけれどもこれでは十分にできない、それから採光のぐあいなども他の職場と比べると大変に劣るというふうなことがあるわけですが、タイプは自分で自分に合ったタイプの機種を選べるという職場もかなりある。そこら辺から考へて、裁判所の方で将来タイプの機種を、あてがいぶちにいままでどおりなされるのか、あるいは働く人の希望に応じた新しい機種に切りかえておられるのか、その問題について経理局長に伺いたいと思ひわけです。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 佐々木委員の仰せのように、裁判所におきましては他の行政官庁と違ひましてタイプの数も多いし、またタイプライターによって仕事をすると、事務

量も非常に多いわけでございます。

そこで、ただいまお話しのように、私どもの方にもいろいろタイプの方からの要望を承つております。それを要約いたしますと、一つは、古いタイプライターをできるだけ早く更新してもらいたい、もっともな要望でございます。それから第二の要望はタイプの機種に関する問題でございますが、タイプのプラテンの太さ、細さの問題がございまして、裁判所では従来細プラテンのタイプを使つておるわけでございますが、これを太プラテンのタイプに切りかえてもらいたい、こういう要望になると思ひます。

そこで更新期間の問題でございますが、これにつきましては私どもももつともな要望でございますので、従前は九年ないし十年で更新するという扱ひになっておりましたが、最近八年ないし九年というふうな短縮をしまして、五十年度におきましては八年で更新するというふうな短縮をしましてまいりたい、かように考へております。なお、この更新期間の短縮につきましては今後とも努力を継続してまいりたい、かように考へるわけでございます。

次に機種でございますが、これは行政官庁あるいは民間会社におきまして太プラテンが採用されておまして、細プラテンの需要というものは大変減つておるといふ状況に相なつております。これは大体文書のいわゆる横書きが非常に多く、裁判所の場合はまだ縦書きが非常に多いといったような関係もございまして、裁判所では太プラテンの需要がそれほど高まつていかなかった。しかし、最近はその需要も逐次非常に高まつてまいつております。その要望に合わせまして、最近では、まだ全体として太プラテンに切りかえております数は少のうございすけれども、私どもとしましてはその要望に適合するように努力をいたしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

四年とか、長い期間で六年、これを八年というのは裁判所が一番長いようでございますが、その使う時間というものが裁判所がいま申し上げたように一番多い。そういうことから考へると、やはりほかの官庁よりもタイプの性能というものは劣つてくるのじゃないか。

それから、いろいろ御配慮していらっしゃると思ひますけれども、私はタイプのことはよくわかりませんが、いまお話にあつたように、細プラテンじゃ使う者の身になるとあまり楽ではないので、ぜひとも太プラテンにかえてほしい。そうすると、これは単価はどのように違うわけでございますか。これももう一つ、太プラテンにかえた場合に、またこれは太プラテンだからということでも更新期間をかつて長くされるのじゃないか、そういう問題も懸念されているわけでございますが、どのようになつていられるのでございますか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 単価の問題でございますが、これは製造してあります会社に頼んでございまして、これは製造してあります会社に頼んでございまして、たとえば日本タイプの例で申し上げますと、日本タイプの5 SPSという細プラテンは価格が十二万六千円でございます。同じ日本タイプの太プラテンの10 W Oというものになりますと十七万九千円、それぞれ会社によりまして違ひまして、細プラテンでももっと高い値段のものもございまして、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ太プラテンを採用していきたい、それにあわせて、かつ更新期間をできるだけ短縮するようにいたしてまいりたい。それにはもちろん予算の獲得ということが必要でございます。予算を充実にいたしまして、それが実現できるように努力をいたしたい、かように考へております。

○佐々木静子君 これはぜひ婦人の労働者の保護のために考へていただきたいと思ひます。

あと矢田部議員の質問の時間がなくなりますが、私このあたりで一時人事局に対する質問は打ち切りたいと思ひますが、週休二日制が近き将来に実現しようと言われているわけでございます。

が、この週休二日制と裁判所の人事ということに對しまして、いま裁判所とするとどのような姿勢でいまこの問題に、ただでさえこれだけ人員が少ないわけでございますけれども、週休二日になつた場合に、それに対処するためにどのような人事行政を考へていらっしゃるのか。

○最高裁判所長官代理者(矢田部一君) 週休二日というものが目前に迫つておることは社会の大勢であらうかと思ひます。そこで、昨年の四月からまず土曜日の開廷というものを一切全国一律に廃止をいたしました。これもいろいろ問題はございしましたが、幸いに裁判官以下全職員の御協力を得まして、なるべく非能率とも思へます土曜日の開廷というものを一斉にやめて、約一年を経過したわけでございます。幸い、事件の処理等につきましては、何らその影響というものは見られませんでした。

次に、当然起つてまいります土曜日を休むという問題でございますが、私ども裁判が直接国民の権利義務に重大な影響を持つておるものであるということを考へまして、職員の週休二日の実施もそれにいささかの影響も及ぼさないような形で、もつて成果を上げたという、ある意味では相矛盾いたします二つの調和という観点から計画を練つておるわけでございますが、現在のところ、過日も新聞紙上等で拝見いたしますと、国会議員等につきましても何らかの措置をおとりになるといふような国会御当局のお話もあつたようにございします。私どもも前向きな姿勢でもつて全国的な観点から試験的な実施ということをして、できるだけ早い機会に成果を得て行つていきたいと現在のところ考へております。

○佐々木静子君 それでは、時間の都合で人事局に対する質問はこれで私の方は一応打ち切りますけれども、せっかく大臣お忙しい中いらつちやつていただいているので、いまの御答弁、先ほど来経理局長その他の御答弁を伺つてまいしても、やはり予算の面での問題さえ解決すれば、いろいろと前向きに解決していただける問題がたくさんあ

るようでございます。裁判所予算、もちろん独立した予算を持っているわけでございますけれども、一番関係の深い法務大臣としまして、この裁判所のいまの婦人労働者の問題、あるいは働くにふさわしいだけのタイプその他の獲得の問題、そういうことについて法務大臣とするとどのような御見解でいらっしゃるのか、またどのように今後取り組んでいただけるのか、そうした問題についてお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(稲葉修君) 前回の委員会でも申し上げましたとおり、裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされており、裁判所の予算の原案は最高裁判所が全く独自の判断に基づいて内閣に提出することとされており、法務当局は、したがってその段階でこれに介入すべきものではありませんけれども、裁判所の予算につきましても、最終的に予算案を作成するのは内閣でございます。閣議の一員として私、法務大臣は裁判所の所掌事務に最も近い関係にあるのでございますから、裁判所の正当な要求が正しく理解されるよう最終の大臣折衝等においてはやってまいっておりますのでございます。

法務大臣としては予算の大臣折衝に、初めてとし取り組んだ経験しかありませんけれども、裁判所から出ている予算について特に念を押して、この問題は大丈夫なんだろうな、この問題は法務大臣、大丈夫やってくれたねというように念を押してまいったような次第でございます。ただいま佐々木先生からいろいろ御質問があつて、これに裁判所側が非常な前向きなお答えをしていただいておりますから、来年度はきつと相当、何といひますか、増額された予算要求が行われるのではないかと、その通過につきまして法務大臣としてなされるだけの努力をして御協力を申し上げたい、こう存じておる次第でございます。

○佐々木静子君 ぜひ長く法務大臣として来年もがんばっていただきたいと思ひます。

それでは、あと私は検察審査会に対する質問をちょっと矢田部委員の御質問の後に譲らしていただきます。矢田部委員、裁判所職員の問題をふやすという問題であります。最近五年間ぐらいの定員がどのくらいふえていくのかというのを見てみますと、きわめて微々たるものであるという感を強くするわけなんです。そこで人事局長、昭和四十五年以降最高裁としてどのぐらいの定員を要求してこられ、実際に実現された数は、私の手元に資料はありますけれども、結果としてどうなったのか、それを裁判官と裁判官以外の裁判所職員と分けて御説明をいただきたい。要求と実現内容です。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 最近五年間と申しますと、四十五年から四十九年までの間にことになりまして、四十五年におきましては、当初要求が七百九十八名でございます。純然たる増員は、このときに一部減員がございましたので、それを差し引きまして純増員が百三十名でございます。四十六年が五百九十七名の要求をいたしまして、この年も減員がございましたが、それを差し引きまして純増員が百三十三名、四十七年が当初要求五百四十三名でございます。この年も減員がございましたので、純増四十名、四十八年が五百七十八名の要求に對しまして、これも減員がございましたので、純増三十五名、四十九年が五百四十四名の増員要求をいたしまして、この年も減員がございましたので、純増は三十名ということになっております。

その内訳でございますが、四十五年では、裁判官は二十五名の増員、それからその他の職員が百五名ということになります。それから四十六年が、裁判官で予算で認められましたが十四名、その他の職員が十九名でございます。それから四十七年は裁判官が九名、その他の職員が三十一名、四十八年が裁判官七名、その他の職員が二十八名、四十九年が裁判官五名、その他の職員が二十五名ということで、予算上認められたものでございます。

○矢田部委員 毎年の要求人員が数百名に及んでいるわけですね。ところが、実際にふえた数を見てみますと、四十五年はある程度ふえているようでございますが、四十六年以降はその割にも満たない。とりわけ、ことしなどは簡裁の裁判官三名、裁判官以外の職員二十三名で、わずかな定員増に終わっているわけですが、それは一体どういふところに原因があるというふうにお考えになっているんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 一般的に申しまして、増員要求の仕方の問題ともからむわけでございますが、単に裁判所の事務量がふえたということと何人というふうな要求ではございませんで、それぞれの業務というものを考えまして、その業務に必要な人員ということで予算要求をしてまいっているのでございます。本年度の当初要求もそのようでございます。たとえば裁判所は非常にPRが下手であるというふうなことを言われておりますので、広報体制の充実といったようなことで相当数の事務官の要求をいたす、また健康増進というところで医者と薬剤師の増員を要求をいたす、それからまた経理面でございますが、共済組合事務、最近は何金業務とか財形貯蓄といったようなことで業務がふえてまいっておりますので共済組合の事務、それから今度は予算で認められておりますが、寄託金事務、これは家庭裁判所におきまして寄託金の取り扱い事務がふえたということで寄託金事務の処理といったようなこと、それから書記官研修所とか調査官研修所です。それぞれ事務量がふえたというふうなことで、その要求をいたす、そのほか裁判関係では、たとえば民事の場合におきまして、調停制度が今度改正されましたので、それに伴うところの事件増というものを考えまして要求をいたすとか、また特殊損害賠償事件がふえているので、これを適正、迅速に処理するために合議体をふやしたいということと判事補の要求をいたす、執行官事務を適正に行うことのために、そのため要する人員といったようなこと、そのようにな

とでいろいろとそれぞれの業務に應じてまして、それに必要な人員ということで要求をいたすのでございます。

結果的に非常に少ない人員になったということでございますが、いま申し上げましたように、私どもの増員要求と申しますのは、裁判事務関係のもの、一般行政事務関係のもの、二つございまして、一般行政事務関係でございますと、これは裁判所特有の業務ではございせん。たとえば共済組合事務ということになりますと、これは各府県にあることとございまして、裁判所特有の業務でもないといったような関係もございまして、また一面をうけた一般行政事務でございまして、事務能率器具を整備するというようなことによつて合理化、能率化も図られるという面もございまして、また人員を適正に配置をするというふうなことによつてある程度合理化、能率化も図れるといったような面もございまして、そのような関係で、一般行政事務関係の点につきましては、政府の定員削減の方針等もございまして、また一面、そうした能率器具等を整備することによつて合理化もできるといふようなことで、この際はこの点の増員はそちらの方でカバーしていきたいというふうに考えたのでございます。

しかしながら、一面、裁判関係でございますと、これは裁判所特有の業務でございまして、一日もゆるがせにできない面もございまして、その点につきましては私どもとしても鋭意努力を集中するわけでございます。しかしながら最終的には、たとえば裁判官の場合でございまして、判事補、判事といったようなところになりますと、一定の資格等も必要でございますので、給源といったような問題もございまして、それからまた予算要求は、前の年の八月末現在である程度今後の事件増、事件の推移といったようなものを加味いたしまして要求いたすものでございまして、反面、事件の推移というものが勢い八月から予算が最終的にきまります、ことしでございまして一月でございますが、一月現在の状況というものがあ

度加味されますので、事件の推移等も当初の見込みとはある程度違った面も出てまいり。たとえば調停事件でございまして、新制度発足ということとで相当に事件がふえるのではないかとというふうなことで、その処理に要する人員ということで要求をいたしましたけれども、結果的にはそう事件は伸びていないというふうなことでございますので、この点につきましては今後、調停事件の推移等を加味して来年度においてまた改めて検討いたしたいというふうなことでございます。

給源その他、事件の推移等を考えまして、最終的には今回の増員ということになった次第でございます。今回の増員で事務上支障を来たすのではないかと、御疑念もあらうかと思いますが、以上のような次第でございますので、さしあたり現在、この程度の増員で裁判関係、それから行政事務関係におきましても、特に支障を来たすものではないかろうというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○矢田総理君 裁判所の要求でありますから、相
当の根拠と必要があつて毎年数百名に及ぶ増員のの
要求をしているのだらうと思うのです。特に過大
な要求をしたり、水増しをしたりということでは
ないだらうと思うのです。それがわずか三名とか二
十三名とか、非常に微々たる要員増しか獲得を
できないという、いろいろ御説明をいただいたわ
けであります。中心的原因、主な原因は何なの
のか、どこに障害があるのか、もう少ししほつ
て、あるいは整理をしてお答えできませんか。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 結論的に申しますと、一般行政事務関係は先ほど申しましたように、一面、事務能率器具等を整備するといったようなことでカバーできる面もございます。昭和四十五、六年ごろでございますが、この点も非常に増員が多いのでございますが、いわゆる行(職)員といったようなことで清掃業務、それから機械設備要員といったようなものも要求したのでございますが、これは最近におきましては人

を雇うというよりは、たとえば電気設備でござい
ますと電機会社と保守契約を結ぶとか、それから
ボイラー設備等でございまして、これもそうした
関係の会社と契約をいたすとか、またたとえばエ
レベーター等でございまして、これを自動化する
といったようなことで、行(二)職員の要求をいたし
まして、最終的には職員ではなくて、いわゆる
賃金と申しておりますが、そうした一般経費、そ
うした保守契約等を結べる経費を計上するといっ
たようなことで最終的に受結いたしますので、そ
ういったものは当初増員要求いたしますが、最終
的にはそうした保守契約等を結ぶ経費として予算
上計上されるというふうなこともなります。し
たがいまして、行政事務関係におきまして一応要
求はいたしますけれども、最終的にはいま申しま
したように事務能率器具を整備するとか、そうし
た賃金予算を計上するといったようなことでカ
バーしている面があるということをご理解いた
だきたいと思うのでございます。

残りますのは裁判事務関係

ほど申しましたように、事件の推移と、それから主たる理由と申しますと、やはり裁判官それから書記官、調査官といったような特殊の一定の資格を要する職種でございますと、どうしても給源とといったような問題がございますので、予算定員をふやしたからといってそれが現実には充足されないということでございますと、せっかく定員を獲得してもそれが充足されないということになりますので、この点につきましては給源との関係で、給源が十分にあるといったような状況でございますならば、それに伴うところの予算定員をふやすということも可能なわけでございます。現状におきましては、そうした給源の関係もございますので、また一面、事件の推移等を加味いたしまして、そういうような関係で最終的にはこの程度の増員、こういうことに相なっておりますのでございます。

○矢田都理君　どうも二度にわたっていろいろ細かい説明をいただいたわけですが、すかつしな

いというか、非常にわかりにくいわけですね。要求をしている裁判所自体が、何か要求そのものに問題があるかのような発言も中には含まれている。私がお尋ねをしたのは、たとえば大蔵省や法務省に問題があるのか、あるいは何と言いますか、内閣に問題があるのか、それともあなたの方の要求そのものに説得力がないのか、努力が足りないのか、どっちなんだということを私は端的に伺いた

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 私どもの努力が足りないというふうには思っておりません。私どももいたしましては鋭意努力をしてみたいとおるのでございますが、先ほど申しましたように、給源の関係、それから最近でございますと事件が横ばいしないしは減少しておる傾向にございますので、そういう関係でこの程度の増員ということになるわけでございます。このような形になるのが大蔵省が悪いとか、法務省が悪いとか、内閣が悪いということでは決まてございませんで、私どももいたしましては、精いっぱい努力して、その結果この程度である程度やっていける、こういうことでございます。

○矢田部理君　だれもみんな悪くないみたいですが、あれども、ただ要求の数字と実現した数を見ますと、その説明ではどうもわれわれにはなるほどそうですかという感じにはならないわけですよ。こしだって四百数十名ぐらい要求しているわけでしょう。それが三十名こそこの充足で、それで結構なんでしょう。あれども、いままの説明で、四百数十名も要求した裁判所が、結構なんですとまでは言わないわけでしょうけれども、いまの説明でいいんですか。あなたの説明だと、むしろ要求そのものがおかしいということになってしまいませんか。その点もう一回、あれもある、これも、これはこうだという御説明ではなくて、ずばりひとつ、数字が余りにもかけ離れているがゆえに再度しつこいお尋ねをしたいわけでありませうけれども。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　どうも話

が細かくなって恐縮なんですが、増員要求のうち、約半分ぐらいはいつも行政事務関係でございます。行政事務関係でございますと、できれば人ということでも私どもとしては増員要求をいたすのでございますが、反面、先ほど申しましたように事務能率器具を整備するとか、それから外部の電気会社等と保守契約を結ぶといったような、そうした一般経費を計上することによって賄える面もございいますので、これは折衝の経過において、この増員につきましてはむしろそうした一般経費を計上するということによってカバーするということとでこの点の増員をしないということに相なっておりますのでございます。

残りますのは、何と申しましても裁判事務関係でございます。裁判事務になりますと、増員の内容自身が裁判官、書記官、調査官といったようなそうした職種になりますので、勢い給源との関係がどうしても出てくるわけでございます。これも八月末現在におきましては、この程度の増員が認められても十分それを補充する給源はあるであらうという一つの見込みのもとに予算要求をいたすのでございます。

八月以後予算が最終的に決まるまでの段階で、そうした給源の關係とか事件の推移といったようなものが変わってまいりますので、最終的には当初の要求よりも少なくなる、こういうふうなことに相なっておりますのでございます。

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕
○矢田部理君　余り説得的な説明とは思われませんけれども、いま全国各地で裁判官不足が問題になっているわけですね。各地の弁護士会等でも、欠員が補充されない、もう少し定員をふやしてもらわなければ困るという要求なり決意が方々で実は出されているわけですね。実際問題として、たとえば裁判官が置留していない裁判所が非常にふえていることは事実であります。これは日弁連の調査でありますが、四十九年六月三十日現在で全国で三百七十七の裁判所が裁判官不在ということになっているわけです。これは私から言わなくても

わかつておられると思いますが、そういう事態に陥らして問題をなめてみれば、いまお話しのような、何とかいまでもやっていけるんだということではなしに、非常にこの要員、定員をふやすという問題は深刻な問題なんじゃないかという感じが私どもには実はしているわけなんです。

それに対して最高裁判所も、内閣等に対しては年間数百名に及ぶ要員をふやしてほしい、定員増の要求をしているようでありましても、一つ要求に対して腰がすわっていないのじゃないか。大蔵省が財源の問題で、もう少し減らせとかこうせいということになるならば、これは私たちが大蔵省に物を申さなければならぬと思うのでありますけれども、もちろんこれは内閣に対しても強い要求をしていきたいとは思いますが、問題は要求する側の最高裁判所の姿勢にも、もう一つきちんとしたものが弱いんじゃないか。非常にシビアな物の言い方をすれば、要求をしておきながら自己規制的なことをやってはいはないかという疑いすら私たちは持っています。その点はいかがなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 私どももいたしましては、裁判官になられるという方、裁判官として適当な方が多ければ、できるだけ多く来ていただきたいということは常々念願しているところでございます。ただいま先生がおっしゃいましたように、現在裁判官がいっぱい相当数ございまして、いわゆる裁判官の定員というものと、それから現在在員というものは異なるわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、裁判官になり手がなかなかないということになりますと、予算定員を仮に現在の倍ぐらいいたしまして、現に裁判をする者としての現在在員というものは現状におきましては大幅にふえないといったような状況にございますので、そういった実態に充足される見込みがない現状におきましては定員のみをふやすということがなかなかできないと、こういうことでございます。

○矢田部理君 裁判官の問題とあわせて、職員も配置が少ないうちに私は思われるわけですね。いま欠員の問題がありましたが、たとえば東京高裁管内で、独立簡裁でありますけれども、二人しか配置をされていないところが幾つかあるわけですね。民事、刑事の事件を両方行っているのに、わずか二人の職員ではとてもじゃないが仕事ができないという現場からの訴えがあります。私は地元が茨城県であります。たとえば水戸地裁管内だけで見ても、大子、取手、鉾田三カ所の簡易裁判所がわずか二人しかいない。これは栃木県のためか足尾もそうだと思いますが、こういう現状をどういうふうに最高裁は考えておられますか。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 私どもの方といたしましては、独立簡易裁判所でございますが、簡易裁判所は職員は必ず最低限三名ということで私も考えておるのでございます。ただ、御承知のように裁判所は全国に千以上の役所がございますので、ある時点をとりますと、一時的にはそこが二名であるとか、場合によっては極端な場合には一名になるというふうなこともございまして、全国的に見ますと片方の方で常にある程度の欠員というのは抱えざるを得ないというのが、裁判所の機構が非常に多いということからくる一つの事由ではないかというふうに考えております。

○矢田部理君 定員と欠員の問題は裏腹の関係にあると思うのでございます。私が次の質問として予定をしておいたことを先に話がありましたが、定員をふやすということと、あわせて欠員が非常に多いというのも一つの特徴なんじゃないかという感じがします。そこで、いま裁判官の欠員はどのくらいあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 裁判官は判事、判事補、簡易裁判所判事全部合わせてございまして、百七名の欠員でございます。

○矢田部理君 それはいつ現在ですか。昭和四十

九年十二月一日現在の調べでございます。

○矢田部理君 裁判官以外の職員の欠員はどうでしょう。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 同日の調べでございますが、一般職の職員の欠員は全国で二百七名という数字でございます。

○矢田部理君 そこで先ほどに関連して伺いたいのですが、さっき私の県で挙げた大子、取手、鉾田の裁判所、確かに定員は三名なんです。ところが、本庁が忙しいからといって、本庁の方に三名のうち一名が引き揚げられて、ずっと二人しかいないんです。本庁から持ってくるわけですね。こういう穴があいてしまおうというわけですね。こういうことがずっと繰り返されてきているわけですね。これは定員の問題というよりも、場合によっては欠員の補充の問題かもしれないけれども、こういう実態が現場にある。栃木県にもあります。こういう問題について人事局長、どういうふうに考えておられますか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 裁判所を置きます以上、二人庁というのは実は私どもは非常に好ましくない。三人あればいいというものではないでございますが、少なくとも三名以上は置きたいうことは念願でございます。ただ、御指摘の庁がいますぐそうであったかどうかということについては、正確な資料をちょっと手元に持っておりませんが、簡易裁判所の二人庁、三人庁程度でございますが、一般的には平均事務量の二割から一割五分ぐらいしか仕事がないというところから大部分でございまして、そういうことには非常に、その庁に人間をふやしていくということには非常にいろいろな意味で困難があるということでございます。しかし、どうであれ役所を置きます以上、二人庁ということはこれは非常に残念なことでございます。そういう点については、これをなくしていくという方向で努力をいたしたいと考えています。

○矢田部理君 仕事の量という点から人の配置をすることも非常に重要だと思いますけれども、同

時に、いまおっしゃったように少なくとも裁判所を置く以上、二人では一人休めば仕事ができないという状況なんですね。そういう点で、とりわけ地方の裁判所というのは、裁判官もいない、そこへわずか三名の定員のところ、一人が補充をされないという状況になりますと、ほとんど裁判所としての機能を果たせないという状況になってしまいますので、ひとつ一刻も早く要員の補充をやってほしいということを強く要請をしておきたいと思っております。

(委員長退席、理事白木義一郎君着席)
それから宿直の問題を伺いたいと思うんですが、最近、独立簡裁などで一定の条件をそろえた部分については宿直を廃止されておるわけですが、ところが、支部段階では宿直を依然としてやっておるわけですが、この宿直者の待遇はどのようなふうになっているのでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 規定によりまして宿直手当というものを支給いたしておりますわけでございます。人事院勧告によりましてその年の定められた金額を支給する、こういう扱いでございます。

○矢田部理君 現在幾らくらいになっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) ちょっと正確な数字を記憶いたしておりませんが、後ほど申し上げたいと思いますが、事件宿直と一般の宿直とがございまして、これによって少し差があったらうかと思いますが、千円以上の金額であったらうかというふうに思いますが、詳細な数字は後ほど調べまして申し上げますが、通常の役所であれば五時に終わって、それから言ってみれば宿直に入ることになるわけですが、裁判所の場合には夜間でも、たとえば令状事務などがあるわけですね。とりわけ選挙などがありまして、昼間警察署は新聞社に追われているので、大

体令状は夜間に求めるといことが非常に多くなると、そこで裁判所の宿直はてんでこ

舞いをするという事態があるわけですが、通常の宿直ならば場合によっては宿直手当だけでいいのかもしれないけれども、令状事務を扱うような宿直については、むしろ宿直手当とあわせて超勤手当的なものと言うか、超勤として問題を考えていくべきでなかろうかという感じが強くしているわけですが、その辺の見解はいかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) これも夜間の令状事務がどの程度現実にあるかということと一応関連はいたしていると思います。事件宿直と通常の宿直というものを分けております点からまいりますと、夜間に平均どの程度あるかは別といたしまして、ある程度の令状事務が入ってまいりまして、これは事件宿直という形で賄えと考えております。ただ、大都会の裁判所と、令状事務が夜間に錯綜いたしますような場合につきましましては、適当にあるいは九時とか十時とかのころまでにはいわゆる超勤として処理するということは現実には行われておるわけでございます。

○矢口部理君 それは超勤として処理する場合には、本人の申告に基づいてやるわけでしょう。ちょっとその実態があまりよくわからないのですが。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) これは超勤はいわゆる超勤命令というものを発してやるわけでございますので、たとえば東京のようなところでございますと、順次超勤者を、十時までは十時までの超勤者を指定いたしました、その人たちは超勤で処理する、そしてそれ以後いわゆる通常の宿直を行う、こういうことになっております。

○矢口部理君 私はやはり事件宿直は、一般宿直よりもやや宿直手当は多いのでありますけれども、もう少し宿直手当だけでなしに超勤というよりな性格を明確にすべきだという感じがしてならないわけですが、特に、宿直をするということになれば自宅で食事ができないということになりますので、どうしても外で食事をするということにな

ればかなりの経費がかかるわけでございますから、いまの手当程度ではなかなか宿直が容易でないということがありますし、それから地方の小さな裁判所なんかですと、宿直のダイヤが非常に早く回ってくるということで、この点に対する苦情も相当程度あるわけですが、関西では一部廃止をされてきておりますので、その点は解消されたかと思うのですけれども、いま後所で宿直をやるといふのは、小中学校ですと、廃止をしておるという中では数少ない一つだと思っております。この点、その宿直の組み方その他については問題が出ませんか、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 御指摘のように、五人以下とか十人以下という役所でございまして、女性の方もおられますし、そういう方を宿直させるというわけにもまいりません。勢い、一月のうちに相当日数を宿直していただかなければいけないというような事態がこれまであったわけでございます。実は宿直廃止という方向に強力に踏み切ってまいりましたのも、そういうことを背景にいたしまして、矢口部委員御指摘のような点を考えて、職員の健康管理といった意味からもぜひこれは実現したいということで始めたことでございます。現在乙号支部でありまして、十人以下の職員のところにつきましては、一定の要件はまだ置いてはおりますけれども、関係官庁等との話し合いがつくものである限り廃止するという方向に進んでおります、その恒久的な宿直廃止の実施をいたしておりますはいたそうと考えておりますものは、全国で二百人以上にも及んでおるといふ状況でございます。いずれにいたしても、職員の少数の庁におきましては所要の条件を整える、たとえば防犯的な設備を行うとか、あるいは記録等の保管についての十全の措置を行うとか、そういった所要の手続きをとりました、できるだけ多くこの宿直を廃止するという方向に踏み切りたいというふうに考えております。

○矢口部理君 質疑は前後いたしますが、幾つかの対策について先ほどから問題になっておる点についてお尋ねをしたいと思います、まず裁判官の定員が少くないということとあわせて、かなりの欠員がある。この欠員が出てくる原因、それを解消するためにどういふ努力をされておるのか、お伺いしたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 先ほども申し上げましたように、裁判官につきましても相当数の欠員のあることは残念ながら事実でございます。ただ、現在の定員の立て方も一つの問題があるのではなからうかという気もいたします。と申しますのは、判事、判事補、簡易裁判所判事というふうには、資格の異なりますことと関連いたしまして別個に定員を設けております。彼此融通するという形にはなっていないわけでございます。そういう関係で、それぞれのところに欠員がございまして、あるいは過員の状態が出ようとするこゝとになりまして、直ちに有無相通するということができないという仕組みでございます。

しかし、それよりもなお根本的な問題は、やはり資格が非常に厳格でございまして、これを大量に補充いたします時期というのが四月という、一年じゅうの一点に限定されておることと関連いたしまして、極端なことを申しますと、四月に完全に補充いたしましたとしても、年間減耗というものが、常識的に申しまして、年間減耗というものは四、五十名でございます。それから簡易判事についてもやはり四、五十名の年間減耗というものがございまして、それから判事補についても十名前後の減耗というものがございまして、こういったものが年間減耗になってまいります。これは欠員のままではいかざるを得ないのが現状でございます。

十二月一日の時点というところで御報告を申し上げますが、この時点にこの程度の減耗にとどまっておるといふことは、実はこれ自体が非常に大変なことなものでございまして、春になってせつかく埋めましても、ずうっと定年退官とかというふうなものもございまして欠員がどんどんふえてまいりまして、十二月の時点に立ち至る、こういう状況でございます。このことを解消いたしますため

には、判事補にいたしましたとしても、判事にいたしましたとしても、簡易裁判所判事にいたしましたとしても、かなりの予備名簿といったようなものを持っていないわけにはいかないわけでございます。残念ながら現在の状況といたしましては、いまも申し上げましたように、春にしか大量補充のチャンスがないということでございますので、年間平均をいたしますと、ある程度の欠員を常に抱えておるといふような形にならざるを得ない、こういう状況でございます。

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕

○矢口部理君 単純に、年一回しか採用の機会がないということだけではなしに、裁判所の最近のあり方そのものにも幾つかの問題点があるように感じてならないわけですが、職員も、職員の補充についてはどういふふうにか考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 職員の中にも、やはり事務系統の職員とその他の職員に分けられるかと思えます。書記官、それから家庭裁判所調査官、現在書記官研修所出身者、家庭裁判所調査官研修所出身者によりまして補充をいたしておる。これもやはり春に卒業をいたしますのが大量補充の時点でございます、この時点で補充するよりほかしようがないという状況でございます。しかし、一般の事務職員でございますと、これは比較的、大学卒業の春の時点で補充するということが以外に、各地でそれぞれ選考によつて補充するということも可能でございますので、現在のところ、一般の事務職員の補充というものが一番容易にと申しますか、機を失せずその都度できるという状況でございます。

○矢口部理君 単なる自然減耗、年間のうちに相当程度やめていくための欠員だということだけでは説明しきれないと思うのですが、いずれにいたしましても、まずもってその欠員の補充に最大限の努力をする、その上に立てて、いまの裁判所の現状から考えてみれば定員の要求をもう少し腰を据えてやるということが必要ではないかというふうに思われますが、受けて立つ内閣の側では、こ

官を常置していない裁判所が非常にふえているわけですね。それから支部によってはん補をしななければ合議体が組めない裁判所も、これまでかなりの数に上っているわけなんです。欠員の補充や定員増の問題とあわせて、こういう裁判所に対する今後の手当てといえますか、処置をどういうふうにお考えになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 一般的に申し上げますと、やはり裁判官の充員ということによって解決していくよりは、かき問題でござい。問題はやはり甲号支部等てん補をとらなければ合議が組めないというところは非常に困ったこととござい。逆で甲号支部において事件数が非常に減少してきておる甲号支部があるというところ、これは逆に問題がその面ではあろうかというふうに考えます。結局、裁判所の機構というものを十分に整理することを進めると同時に、一方職員充実、ことに裁判官、裁判所書記官、調査官といった裁判所固有の官職の充実というところを全力を挙げて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○矢口部理君 やはり私たちは、この裁判所の中で裁判官や職員を含めて欠員が多い、あるいはその定員がふえないということ、裁判を受ける権利の問題にかかわってくると思ふんですね。迅速な裁判がなかなかやってももらえない、適正な裁判が行われない。そういう中で裁判所の最近の傾向を見ておきますと、どうもやっぱり点数主義的な傾向を感じないわけにいかないんです。一丁上がりというところになると語弊がありますけれども、何件年間に裁判を上げたかということが一つの成績の基準になるような雰囲気は裁判所の中にあると思います。これは仕事が忙しいということも一つあるでしょうし、そういう中で裁判官の数が不足しているということもあるかもしれませんけれども、同時に最高裁判所がいわば現場の裁判を重視するよりも、どちらかというと上を向くことに重きを置くというところ、そういう雰囲気は裁判所の中にあるとはいえないか。そのために、私たちも裁判官とすれば話をすることが多いわけでありまして、けれども、だれさんの裁判はまだこしになつてからこの程度しか消化してないとか、わしはこれだけこしは上がったかという話が問々出るような雰囲気、実は一線の裁判官の中にもあるわけなんです。まあ迅速に裁判をやるということも一つの条件であります、より以上に大事なな

は、やっぱり適正に裁判を行うもう一つの条件を十分に満たしてもらわないと、数が上がったからその裁判官は優秀なんだとか成績がいいんだという雰囲気をつくるようなものでは、最高裁の姿勢としても問題があるんじゃないか。その点で私たちは、改めて裁判官の欠員と定員をふやすという問題を、単に数の問題とか頭数だけそろえたいという問題としてではなくて、そういう裁判の中身にもかかわる問題として十分これから最高裁判所としてがんばってほしい。

とりわけ、裁判所の職員の問題については、佐々木委員からもいろいろな点で指摘がありましたけれども、実際問題として速記官が不足しているとか、タイピストが大変だとか、いろいろ現場には問題点があるわけですね。きょうは時間の関係で質問を留保というわけ、この程度で終わりたいと思ふますけれども、いま幾つかの議論になったような点を十分に留意されて、今後の定員問題を含めた取り組みに努力をしていただきたいというふうに思ひます。

以上で終わります。

○佐々木静子君 それでは先ほどの質問に引き続きまして、検査審査会に対する質問が保留になっておりましたので、その点を若干質問させていただきます。

前回、裁判所の職員に関して各部門について質問させていただいたわけですが、検査審査会についても、検査審査会というものが裁判所の中できわめて日の当たらない場所にいるというふうな感じが、私も思われるわけですが、この法務省からいただいた資料を見ても、定員の数が九百九十二名ということで、こういう方がどこでどうやっておられるのであろうかというふうな、実は裁判所に入らる職業を持っている者で、そういう率直な感じを受けたわけですが、果たして各裁判所にそれだけの人が配属されているのかどうかというのを私非常に疑問に思ひまして、物好きに裁判所の職員録で人数を調べてみたわけですが、本日は、各

地裁に配置されている検査審査会の職員の人数というものを裁判所側からの御報告をお聞きしたわけですが、検査審査会も、たとえば東京には検査審査会事務局職員数三十一名、横浜が十五名、大阪が二十八名というふうな御報告を伺っているわけですが、一面、福岡が四十名、熊本が三十名、そういうふうな人員の配置を聞かせていただいて、別に私は福岡の四十名が多過ぎるか、あるいは熊本の三十名が多過ぎるかというのを言うわけではありませんが、東京が三十一名、横浜が十五名で、福岡は四十名、熊本は三十名、鹿児島は横濱より十人多い二十五人というの、ほかの裁判所の人事から比べると何か非常に特異な感じを受けるわけなんです。一般の職員数の比例から見ると、人口も事件数も多い東京とか大阪とか横濱とかにかなり人員が多過ぎる配置されているのに、検査審査会の事務局職員だけがこういうふうな、普通の常識から考えたら多過ぎていいんじゃないかと思ふところ、案外だと思ふところ、たしかにこれはどういうわけか、こういう人員の配置をしておられるのですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 実は、これは検査審査会が全国で、沖縄を入れたら二百七十三名です。お手元にお届けいたしましたこの資料は、それぞれの管内をまとめたもので、たとえば東京で申しますと、八王子だけがほかにあるわけですが、横濱の場合でございまして、横濱本庁所在地のほかに横須賀、小田原とございまして、それから福岡でございまして、これは非常に管内に裁判所の多いところとございまして、福岡でございまして、福岡のほかに飯塚、直方、久留米、柳川、小倉、田川、このように数が非常に多い。そういうところの職員を合計いたしましたものでございまして、数字に相なっております。

○佐々木静子君 私はせっかく御報告いただいたこの統計が間違っているというわけではありませんが、実際のところ、ちょっと電話をかけて現地に聞いてみると、そんなにいるかなあとい

うのがその裁判所の職員の話なんです。それから、果たしてこの方々が検査審査会の仕事をやっていただけるのかどうか、これはここに所属しているけれども、実際はほかの部門で働いていられるんじゃないか、そういうふうな疑問を持たざるを得ないわけとございまして、これは若干知り合のいところへ数件電話してみたら、いやそれだけはとてもおらぬぞという返事でございまして、そういう点で、ここに出ている数字と実際に検査審査会の仕事をしている人、まあ全然してないというわけじゃありませんけれども、ほかの用事も検査審査会の仕事をしてくれども、非常に疑惑を持っているわけなんです。

と申しますのは、検査審査会というものが戦後できた非常にユニークな制度である、民主主義を守る一つの、国民の裁判に対する参加というふうなことで非常に重要な制度であるわけですが、現実には裁判所の正面には看板は大きくかかっているけれども、中身は果たしてどれだけの人を何をやっているかというふうな状態であることは、これはだれしもこのように思っているんじゃないか。少なくとも、いまの裁判所の司法行政の中で、検査審査会についてそれほど力を入れていられないんじゃないかと思ふ。検査審査会のこと一つをとらえてみても、たとえば検査審査会の課長とか、職制上も決して保護された状態になっておられないわけとございまして、東京の第二検査審査会の事務局に二名の課長がいるけれども、二名とも五等級である。地裁の各課の課長補佐は全員四等級、高裁の係長も四等級、そういうふうなところから考えると、検査審査会というものの位置づけというものが、そこら辺の裁判所の人事の中でも出てくるんじゃないか。そういう意味で、これはせっかくの機能というものをこれだけの日の当たらない場所に追いやられてしまつて、果たしてその仕事が行われるのであろうかどうかと

に居合わせたとかということで、普通一回裁判に出ればそれで用が足りる。検察審査会の場合任期は六カ月ですね。そうすると、東京などの場

り議論を深めてもらおうというために職員がいる。ろ出かけて、特に職場の關係で理解がないとなかなか出頭してもらえないということが多うございまして、そちらの方に働きかけるといことが多うございまして。ただ職員としましては、そういう意味で一種のPRであるんですが、理解度を深めるといいう仕事もやはり職員の仕事だろうというふうなわれわれは考えておりまして、それはいやがらずにやってもらっているわけでございますが、日当の点につきましてはそういう意味で今後とも努力

も、これは實際もうちよつとだれもがなるほどとも思ふ、やうな、PRのことも後で伺いますけれども、はそれに対する経済的裏づけというものを裁判所はお考えにならないと、非常に裁判所の一方的なやり方というふうな印象をやはり世間の人は受けるのじゃないか。そして、その板ばさみになっている檢察審査会の職員の人たちがもろにそれに対する非難を受け、そして大事な仕事だからどうし

八・六％になっておりますが、それらの措置を講じた上での問題と伺いますが、実は審査会は審査員の方々の都合のいい時間を、また日を選んで決めるということでございます、非常に忙しい大都市の場合と小都市の場合では非常に事件差もございます。それから忙しさの程度が違いますので、一律にはまいらないかと思えます。多くの地方では、お召さんがおられても、どうぞ一緒に来てくだされというふうな招集状に書いてございませう。

して、審査会の中で中にお子さんも入れてやっついていく。むしろそういう普通の状態での話し合いという方が適当だ、余りしかつめらしく討論するということよりはその方がいいという雰囲気です。進んでいくようにございすが、ただ、大きいところでは確かに御指摘のような問題が起きているようにも伺っておりますので、なお今後十分検討してみたいと、かように考えます。

○佐々木静子君 これは郡部であっても、たとえば家庭の主婦に当たる。子供が仮に一人だったとしたところで、暑いとき寒いとき子供を連れて、何か子供を連れて来てもよろしいと思ふような言い方をされるけれども、家庭の主婦がいっぱい仕事を抱えているのに、農家なら農家で主婦は忙しいです、そこを子供を連れて出て行く、一日留守にしなければならぬ。また、行った子供も裁判所の中で、遊園地とかへ遊びに行くならともかく、一日待たないといけない。まる一日ということはないでしょうけれども、これは私やっぱりこういう制度自身をつくられた以上は、それが実現できる設備を裁判所は当然おつくりにならないと、そのしわ寄せは全部国民に行き、そしてそのしわ寄せのはね返えりが一番担当の検査審査会の職員にくるので、これは大変気の毒なことだと思ひますね。制度自身は非常にいいのですけれども、こういう制度をつくれる以上は、そういう制度が活用できるだけのものをやっぱり裁判所はつくりたいと思ひます。

私も言いました非常に表面向きはいい、形式的にはもつともな話だ。だけれども、実質的にそれができるような体制をおつくりにならないと、これは当たった者とそれから当面の職員が大変気の毒な状態じゃないか。子供は来てもいいというけれども、子供にしたら全然うれしくないです、検査審査会に母親について来なければならぬといふのは、全く子供には迷惑な話だと思ひますね。それならそれで、当たった人と当たらない人の子供が平等になるように、やっぱりそこには

子供さんを預かる設備なり何なり当然つくらないといけないのじゃないですか。どういふふうにお考えになります。いままでいいと思ひになるんですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 先ほど申し上げましたように、地方によつていろいろ事情が違いますし、それから実は保母といふことも、臨時の保母といふのは、審査会はその毎日常開くわけではございせんのでなかなか人選と言ひますが、それも困難な問題があると思ひますが、いづれにしても十分検討してみたいと、かように考えます。

○佐々木静子君 それから、仮にも検査官が決められたことに對してそれを国民が批判するといふことなんです、ちよつとスーパーへ買い物に行くといふふうなことで、子供をあやしな片手にとつていふふうな話じゃないと思ひます。ですから、やはりこういう制度があつて、いい制度だからこれをそのまま引き續いて存置しようといふことでは、いまも申し上げたように、その検査官の処分に対してこれを批判できるだけの体制をつくらないといけません。たとえば不起訴事件などで医療過誤の事件などがある。そういう場合は医師のかなりな専門家に來ていただいて助言をしていただくかといふこと。そういう場合だけに限らず、特に今度は公害罪などができると、公害事件についていろいろと専門家の助言を仰がないと、これは幾らこの制度がいいからと検査審査会の委員に当たった人が熱心になつたところで、専門的知識といふものは補充してもらわないうとどうにもならない。こういう方々に対するお礼はどういふふうにしていただけるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 審査員と同額の限度になつておるわけでございます。

○佐々木静子君 そんなことで専門家にやっていただけというふうな裁判所は本気にお考えになつていらつしやるのかどうか。たとえば裁判所で鑑定を鑑定人に頼んだら相当な報酬を払わなければならぬでしょう。検査審査会の制度という

ものを本気になつて運用するならば、検査官のやられた処分に対して批判するだけのことをやるのですから、やはり少なくとも裁判所の鑑定人に対する報酬と同じくらいのことをしなければ、これは頼むに頼めないのじゃないですか。それで、千円の千七百円のでそういう専門家に鑑定をしてくれ、助言をしてくれと言わなければならぬ職員、立場のつらさといふか、恥づかしさといふか、仕事のむづかしさといふか、そこら辺をやっぱり最高裁で、建物のりつぱなところへ座つておられるとそういう下々のことがおわかりにならなくなるのかもわからなければ、だれが考えてもそんなむづかしい話はないと思ひますね、どう考えていられるのですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 検査審査会の助言者の予算につきましては、かねがね増額に努力はしてございすが、助言者と申しまして、実は地元の方に、専門的とはいふものの、整理した上で全部の鑑定というわけではなくて個別の鑑定という、法律問題を個別的な限度に限つて伺うといふことでお願いするようになっておりますので、ごく短時間だといふことで、二千二百円の上限のところをお願いしてゐるということになつております。

○佐々木静子君 しかし、私は裁判所は不まじめだと思ひますね。子供の小遣いだって千円ぐらいはこのごろ普通じゃないかと思ひますよ。それを専門家に鑑定をしてもらうのに、ちよつと時間というけれども、やっぱり専門家にしてみれば一応記録も見ないといけません、資料も調べないといけません、専門家として出るのですから。そこへ出てしゃべる時間は五分か十分か知りませんが、しかも裁判官を相手にしゃべるとか検査官を相手に説明するとかといふのじゃなくて、一般の選挙人名簿から選んでくる人だから、その理解度に、非常に程度の高い人もいられるでしょうけれども、また非常に説明をしなければわかつてもらえない人がいる。しかもいまのお話で子供連れのお母さんやいろいろないるわけ

すから、そういう人にわかつてもらうように話をしようと思つたら、そんなちよつとの間とかいうような、そんな現象的な面だけでとらえることは私ではできないと思ひますよ。

これは本当にやる気があるのなら、裁判所の鑑定人よりもつと大変なじゃないか。鑑定人だった裁判官にわかれたいんですけれど、鑑定、各層出身のいろいろなバラエティに富んだ人になつて話をしてほしいといふのだから、私はこれは大変なことだと思ひますね。結局、そういうことで鑑定人になかなか協力をしてもらえない。そこら辺のしわ寄せといふものがまた全部職員にかかつていく。私は大変に裁判所の無理解と申しますが、本当にやる気があるのなら、やる気がありでないので、そういう由らりないまの司法行政の中にあつて、検査審査会の職員は気の毒だと思ひますね。ちよつとの値上げとかいふようなことじゃ追つかないと思ひますけれども、根本的にこういう制度をしかりと前向きにとらえていくおつもりなのか、これは経済的にはとてもだめだから、もう裁判所はほうつてあるのだといふのか、一体どつちなんですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 検査審査会制度というのは、先ほど佐々木委員も御指摘になりましたように、非常に大事な制度でありまして、裁判所の予算とは別個独立の予算のかつこうになつておりますけれども、裁判所としましては極力手当てする面について努力しているつもりでございます。ただ、数は多いのですが人数が少なうと、そういう面で額としますとそれほど目立ちませんが、毎年努力はしております。今後ともその点は努力していきたいと、かように思つております。

○佐々木静子君 何度も申し上げて恐縮ですが、裁判所といふところは非常に世間の人が言うけれども、その非常識さがここに私は集約されていふような感じがするのです。これはこれはちよつと、幾ら何でも若干の値上げぐらいではと

ても追いつかないのではないか。根本的には私思
いますのに、四〇%や五〇%の値上げで専門家に
鑑定をしていただくという自身も本家に
無理な話だし、無理なら無理で、大きくもつと無
理でないように検査審査会のあり方自身をつくり
変える以外に方法はないと思いますし、いまのま
までこれを存置するのなら、これは大体のほかの委
員は調停委員にしても司法委員にしても、本人が
自分もやりましようということではなれていて思
いますけれども、検査審査会の場合には一方的に
選挙人名簿で決めるのですから、それだけにもつ
と裁判所は本気になってやられるならやられるで
考えないと、余りにも非現実的な制度ではない
か。そこら辺をもうちょっと本気になって考えて
いたらないと、まず職員の方は大変に気の毒な
目に遭っている。そこら辺を十分お考えいただき
たいと思います。

それから、これが検察庁のやられたことを批判
するという法律であるだけに法務省の御協力があ
まり得られないのかどうか私よく知りませんけれ
ども、いまのたとえば検査審査会法の二十五条の
全員出席の必要などというふうなことで、これ
は普通の会議並みに出席者の三分の二とかとい
うようなことにでもすれば、いまの補充員の問題
も起こってこないし、また、その補充員になられ
た方が、検査審査会の委員よりもまだ少ない報酬
で一日仕事をほうって出てこないといけない、子
供さんも連れてこないといけない、そういう問題
の一つでも解決する。そういうふうなことで、こ
の二十五条の改正とか、そのほかいろいろな点
で、この検査審査会の出された結論に対してもし
少し強い効力を持たせてはどうかという案なども
相当ございますけれども、そこら辺の改正は裁判
所はどのように考えておられますか。全然改正す
る気はないのですか、どうなんですか。

いまのままの制度の方がよろしいのではないかと
いう意見が大部分でございまして、実は先ほどの定
足数の問題等も、現在の制度が補充員というのが
審査員と同数になっておりまして、それでも十分
でないという状況のもとで定足数を決めますとい
う反対側の疑問もございまして、そこで、私もも
いろいふ検討はしておりますけれども、いま現在
の段階では、早急に改正するところまで結
論を持っておりません。

○佐々木静子君 改正しないなら、いまの制度で
学者の方はいいと言っているというけれど
も、まさか、検査審査会に当たった人が中小企業
の主人公であろうと、それから一人しかいない零
細企業の従業員であろうと、これは千円とか千
七円とか仕事を休んで出ていかなければならな
いとか、あるいは子供連れで奥さんが検査審査会
へ出ていって、終わるまで職員が子供さんのお守り
をしてなくちゃならないとか、そういうことまで
いいというふうな意見は私はまずないと思うので
す。といいますのは、これは検査審査会法をどう
思うかという、法学者から見た検査審査会のアン
ケートとか、いろいろな方々のアンケートも私拝
見して見ているけれども、いまの制度でいいと
言っている人はだれもおらないわけです。法改正
の必要あるかないかということは、まだそこま
で、必ず法改正すべきだといっているわけではあ
りませんが、たとえば、いま最高裁の判事になら
れたような団蔵さんなんかも、検査審査会に
もつと充実をしなければならぬとか、制度とし
たらすぐれているから中身の機能が十分に発揮で
きるようにもつと合理的にやらなければならぬ
とか、大変前向きな、いまのままでいいという意
見では絶対ないわけなんです、この御意見一つ
拝見しました。全部を御紹介する暇がないから
団蔵さんのことだけ申し上げましたけれども、だ
からもう少し、法改正をなさらないのなら、これ
に当たった国民の方あるいはその家族の方、特に
企業の方が大きな犠牲を払わないで済むように、

やはり裁判所としたらそれを積極的に保障しなく
ちゃならないし、特にその谷間で板ばさみになっ
て大変に苦労していらつしやる検査審査会の職員
の身になってもうちょっと考えてあげなくちゃ、
とてもこの制度の運用というものは十分に図れな
いと思いますね。

それから、いまこの検査審査会に対する認識の
不足、そういう事柄もおっしゃいましたけれども
も、これは全くそのとおりで、検査審査会を知っ
ているかというアンケートに対して九割ぐらいの
人しか知っておらないという現実ですね。です
から、検査審査会が裁判所にある限りやはり裁判所
の方で、この制度がいい、国民にも協力を得よう
というところであれば、もう少し国民にこれをPR
すべきじゃないか。職員にPRさせているという
お話でございすけれども、伺っているところで
は、各検査審査会の事務局に広報用の予算はゼロ
となっておりまして、そして最高裁判事局の方針
は、金をかけないで広報をする方法を探さという
指示が出ています。いまだそんな虫のいいこと
を、あまりにも勝手過ぎると思います。このよう
な指示をされていらつしやるのですか、刑事局か
ら各検査審査会に。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) そのよう
な指示はしたことがございせんが、ただ広報予
算として特別に配賦してないというところは事実
でございす。しかし、私どもの方でいろいろな印
刷物を全部まとめて印刷するとか、それを各庁に
配布するとか、あるいは中央でもテレビの問題と
かラジオの問題とか有線放送の問題とかお願いす
るという作業はもちろんやっています上ではありま
すけれども、ともかく検査審査会はそれだけ地元
に密着した制度でございすから、各庁でもひと
つやっつけてほしい、こういうふうなお願いは各事務
局にしているわけでございす。最近相当その効
果といえますが、各庁で工夫してやっていますよ
うでございまして、そのやっつたことをまたさらに
方々に流して、例として参考にしてもらうという
ようなことをやっております、たとえば四十八

年と四十九年で講演会とか映画会を八百四十二回
やっています。あるいは座談会を二百三十九回や
っている。あるいは候補者の説明会というふうなも
のを六百二十回やっています。あるいは市町村の広報
紙に千二百数十回載せてもらっているとか、ラジ
オ、テレビについて三百回程度の放送をやっても
らっているとか、それ努力してもらっている
わけでございす、広報予算も若干ずつでござ
いすが増額されてきておりますので、その点に
つきまして今後ともさらに予算を充実してい
きたい、そういう前向きな考え方に変わりござ
いせん。

○佐々木静子君 検査審査会は独立予算というお
話でしたけれども、検査審査会自身とすると広報
予算は、それじゃこしは幾らあるわけでござ
いすか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 昭和四十
九年が二百九十四万円、本年が四百八十三万七千
円でございす。

○佐々木静子君 これは各検査審査会においてい
るわけですか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 先ほど申
し上げましたように、そのうちの一部、つまり連
絡の旅費でございす、それがおりております
が、そのほかは大部分は印刷物でございす、
そこらは中央でまとめて印刷するというふう
に使っております。

○佐々木静子君 後で結構でございすから、そ
の予算がどのように使われたか、分類していただ
きまして、資料としてお出しただきたいと思
います。それはお約束していただけたらいい
と思います。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 後ほどお
届けいたします。

○佐々木静子君 それから検査審査会法の四十一
条、これは起訴相当の意見が出たときに――き
ょうは法務省の刑事局が来ていただけないので何
でございすけれども、これが拘束力が弱いので
ないかというふうな意見もこのアンケートの中
ではだいが出ているわけなんですか。これは

必ずしも拘束力を持たせようということを私言っているわけではありませんが、それに対して、実際問題として検察審査会でやったりしている間にもう時効が来たとか、あるいは起訴相当だけれども、もう一べん検察庁に回してやったり不起訴だったとかという案件が非常に多いのですけれども、その事柄について担当の裁判所とする、検事正のほうからはっきりとそれに対する回答を得るようになっていくのか、どうなっているのか。参加した検察審査会の委員にしてみると、自分たちがこれだけの苦勞を払って一生懸命結論を出した、ところがそれに対して、その結論とおりにならないのみならず、もうどうなったかわからない、あるいは結論どおりにならずにやはり不起訴であったということ以外は何も聞かせてもらえないという不満があるわけですね。これはやはり検察審査会というものに対して国民が持つ気持ちの非常にマイナスになる。そこら辺について裁判所はどのように取り組んでいらっしゃるのか。

○最高裁判所長官代理者(千葉和郎君) 充足以来現在までのところ、三千三百二十一件検察庁のほうで処理しておりまして、そのうちの六百二十一件、一八・七％が起訴になっておりますが、その余の二千七百件が不起訴になっておりますが、こちらから起訴相当あるいは不起訴不当という議決がございまして、検事正それから検察官適格審査委員会の方に議決書がまいります。検察庁の方は、何うところによりまして、処理した検察官の上席の検察官が主任検察官となって再調査をする。それについては一定の時期を限って必ず検事正の方に報告を求める。その時期を過ぎたものについては定期に報告をする。それから最後の処理については検事長まで協議するというふうな扱いで、相当丁重に扱ってもらっております。それから検察庁で処理が済みましたものについては、全部の庁について報告をいただいております。

○佐々木静子君 それではもう時間がございませんで、事務総長の方に、この検察審査会というものは裁判所の所管となつて、こういう戦後のユニークな珍しい制度としてあるわけですが、その運用がいまちょっと御指摘しただけでも、ずいぶん実情に合わない点が多いと思いますが、そういうことについて最高裁の一番の御責任者として今後どのようにお考えでございますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 先ほど来、検察審査会の問題について佐々木委員からいろいろお話がございまして、私十分拝聴いたしました。佐々木委員御指摘のとおり、検察審査会は公訴権の実行に關して民意を反映させるきわめて重要な、またユニークな制度でございます。私もその關係の予算、事務局の人事等を担当しておる者としていたしましてもその重要性は十分認識しておりますのでございまして、伺っております。いろいろ問題もあるようでございまして、個々の問題につきましましてはいろいろ関連する事項もあると思ひますので、さらに所管局において十分研究させることにいたしたいと思ひますが、基本的な姿勢において先ほど来佐々木委員からお話のございましたとおり、私どもとしても十分前向きに取り組んでまいりたいと、かように考える次第でございまして。

○委員長(多田省吾君) 委員の異動について御報告いたします。安井謙君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君が選任されました。

○委員長(多田省吾君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(多田省吾君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問

題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(多田省吾君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(多田省吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(多田省吾君) 次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。稲葉法務大臣。

○國務大臣(稲葉修君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

犯罪者予防更生法に規定されております中央更生保護審査会は、法務大臣に対して恩赦の申し出をし、また、仮出獄の取り消し決定などについての不服申し立てに対する裁決をするなど、裁判所の有罪判決の効果を変更に、あるいは地方更生保護委員会の決定を審査するなどの重大な権限を行使しているものであります。現在、中央更生保護審査会は、常勤の委員長及び非常勤の委員四人で組織されておりますが、近時、恩赦上申事件が逐年増加の傾向をたどっており、特に、無期刑による仮出獄者、死刑確定者、刑の執行停止中の者などについての事案の複雑な恩赦上申事件の増加傾向が著しいため、非常勤の委員では十分な調査及び審理が期待できなく、このため、適正かつ迅速な審査に支障を来すおそれが生じておるものであります。

このような実情にかんがみ、この法律案におきまして、委員のうち二人を常勤とし、調査及び審理の機能を強化しようとするものであります。

さらに、二人の委員を常勤とすることに伴い、委員長に事故ある場合は、常勤の委員がその職務を代理することとし、また、常勤の委員の給与を定めるため特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正しようとするものであります。

以上が、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提案の理由でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(多田省吾君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、大阪府能勢町の登記所存続に關する請願(第一八〇九号)

第一八〇九号 昭和五十年三月十二日受理

大阪府能勢町の登記所存続に關する請願 請願者 大阪府豊能郡能勢町倉垣 中川久 夫外四十五名 紹介議員 橋本 敦君

大阪府能勢町所在の二つの登記所をぜひとも存続するよう配慮されたい。

理由 能勢町にある二つの登記所は、近年利用者が増え、多くの農家から喜ばれている。当局は「住民の意思を尊重し、納得なしには閉鎖しない」と言いつながら、一方的に本年四月から閉鎖の予定の由で、もしもこれが廃止されることになれば、バスで一時間以上もかかる池田の登記所まで出て行かねばならず、町民にとつて大変な負担になる。